

むろらん



市政だより

11月 / 15日

昭和48年 No.328



市給食センター

よい子たちに栄養いっぱい
の給食をと、手さばきも軽く
今日も元気で調理にとりくむ
給食調理員のみなさん。

室蘭市民憲章

健康で働き、明るく楽しい家庭をつくります。

老後の生活安定のため



国民年金は、「明るいくらしをみんなのもの」という理想のもとに、昭和三十六年に生まれたもので、厚生年金や各種共済組合など勤労者のための年金制度に加入していない一般国民（二十歳～六十歳）を対象とした年金制度です。老後の生活を安心しておくれるだけの年金が受けられることは、みんなが強く望んでいることです。これらの要望等を考えあわせて、このたび国民年金法が大幅に改正され、待望の夫婦五万円年金が実現し、自動スライド制の導入所得制限の緩和もはかれました。ここに、その改正された主要点を数回に分けてお知らせします。

拠出年金関係

●年金額の引上げ
年金額が、左の表のとおり引上げられました。

種類	改正前	改正額
5年年金	2,500円	8,000円
10年年金	5,000円	12,500円
老齢年金	320円×年数	(800～1,200円)×年数
通算老齢年金	最低 11,000円 最 低 8,800円	最低 25,000円 最 低 20,000円
障害年金	最低 8,400円	20,000円
母子・準母子	8,400円	20,000円
母遺・子遺	8,400円	20,000円
遺族の年金	8,400円	20,000円
寡婦	(第2子から400円加算) 老齢年金の半額	(第2子800円、第3子400円加算) 老齢年金の半額

●スライド制の導入
国民年金でも、年金の実質価値を保つ意味から物価の上昇に応じて年金額が自動的に上がるスライド方式がとり入れられました。

スライドの方法は、全国消費者物価指数が五パーセント以上変動した場合に、その幅に応じて年金の額が改正されます。(つづく)

めぐまれない子らの

手当額をアップ

児童扶養手当

児童扶養手当は、従来、公的年金給付を受けることができる場合は支給されませんでした。昭和四十八年十月分からは国民年金法に基づき障害福祉年金と老齢福祉年金を受けている方も、あわせて支給できるようになりました。

1、児童扶養手当を受けることのできる要件

- 父母が婚姻を解消した後、父と生計を異にする児童
 - 父が死亡した児童
 - 父が廃疾である児童
 - 父が生死不明の児童
 - 父が引続き一年以上遺棄している児童
 - 父が法令により引続き一年以上上拘禁されている児童
 - 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 等であって、義務教育終了前の者が、母が監護している場合、母がないか、もしくは母が監護しないため母以外の者が養育している者に支給されます。
- 2、手当額の引上げ
手当額がつきのとおり引上げられました。

児童数	手 当 額	
	48年10月から	49年1月から
1人	6,500円	6,500円
2人	6,900円	7,300円
3人	7,300円	7,700円

以下児童1人増すごとに 400円加算

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、従来、児童またはその監護する父母等が公的年金を受けることができず、昭和四十八年十月分の手当から、原則として公的年金とあわせて支給できることになりました。

また、児童が里親に委託されている場合も支給できることになりました。

ただし、例外として児童が廃疾であることを支給事由とした年金給付を受けているときは該当しません。

1、特別児童扶養手当を受けることのできる要件

この手当は、精神または身体に重度の障害を有する二十歳未満の児童を監護している者に支給されます。

給されます。

ただし、児童が施設に入所している場合は除きます。

2、手当額の引上げ

手当額がつきのとおり引上げられました。

児童数	手 当 額	
	48年10月から	49年1月から
1人	6,500円	6,500円
2人	6,900円	7,300円
3人	7,300円	7,700円

以下児童1人増すごとに 400円加算

※児童扶養手当、特別児童扶養手当とも所得の制限等がありませんので、くわしくは市役所社会福祉課福祉厚生係(電話☎11-1-1内線三七二)におたずねください。

ご存じですか

「重度心身障害児福祉手当」を

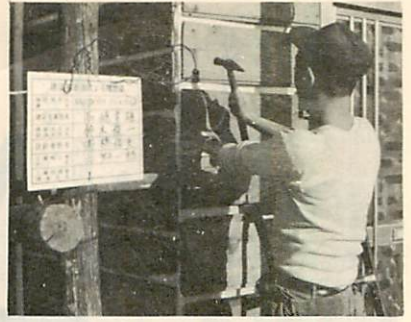
この手当は、二十歳未満で室内に居住している重度心身障害児または、重度心身障害児と生計をともにし、養育または介護している保護者に対して、障害児一人につき月額一万円の手当が支給されるものです。

この制度を知らずに、まだ受給していない方は早めに申請手続きをし、受給資格を得てください。

なお、関係法令等の中にもありますので、くわしくは市役所社会福祉課福祉厚生係(電話☎11-1-1内線三七二)におたずねください。

建築工事現場に

「確認済」の表示板を



んにまかせっきりでした」、「これくらい増築なら大丈夫だと思っただ」などと答えられるのがほとんどです。

しかし、事情がどうあれ、違法の場合は、やり直しをしなければならぬので、かえって余分な出費をすることになります。一生に一度の大事業であるマイホームが、こんなことでは可哀想です。

最近、物価の値上りのため、建築資材や手間賃なども非常に高騰しております。そのため、マイホームのご計画も、さまざまの困難がおありと思います。

このようなことの起きないように「確認申請」という、マイホームの戸籍謄本をきちんとし、気分爽快に住みたいものです。「ころばぬ先の杖」ということわざがあります。このことは、建

違反をなくして

明るいマイホームを建てましょう

人権問題で悩んでおられる方は
人権擁護委員にご相談ください

十二月四日から十日までの七日間は「人権週間」です。

みなさんが、毎日の生活を営んでいくうえで、これは人権問題

題ではないだろうかと感じたり他人からいろいろ迷惑なことをされて困っていることがあれば人権擁護委員や法務局にご相談ください。

〈人権擁護委員〉

山本 松 男…幸町三一〇

(22)二四三三

工藤 喜八…木輪西町二

七三(55)八七一〇

築をされる場合、設計者や施工者に、免許を受け、登録をしたよい業者を選ぶということになります。

なお、正式に建築確認になった建物の工事現場には「建築基準法による確認済」の表示板を掲げることになっておりますので、違反建築と間違えられることのないようこれを守ってください。

市役所建築指導課では、以上のようなことを含めて、マイホームについていろいろの相談に応じておりますので、気軽にこの窓口を利用して、違反のないマイホームにしてください。

奈良 大道…沢町一〇〜七 (22)四六七七
工藤 藤十郎…港南町二〜二 一八 (22)八七三三
桜庭 実弥子…みゆき町二〜六〜七の四〇四 (44)九三九八

第25回人権週間

12月4日〜9日

隣りにも声かけあつてよい防火

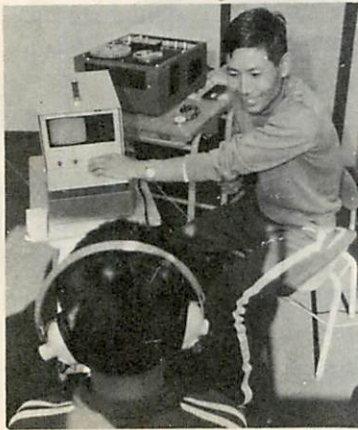
昭和四十七年四月、室蘭市立常盤小学校に「言語治療教室」が開設されたのを存じてしようか。

つきのような点で、ご心配なお子さんはありませんか。相談、治療は一切無料です。この教室を利用ご希望の方は、お子さんの氏名をお知らせします。

- 1、発音がおかしい。たとえば、サカナとタカナ、他の普通の子どもと違った発音をする子。
- 2、声の調子がくずれて、ききづらい子。
- 3、はじめのことばがでない。同じ音をくり返す。
- 4、ほとんど話ができない。ことばの数が少ない。ことばがうまくつながらない。
- 5、生まれつき口の中の天井(口蓋)の一部、大部分がもれているため、ことばがはっきりしない子。
- 6、日常の観察により、「え？」という聞き返しや、呼んでもすぐ返事をしない、反応を示さない、話し方が一本調子である。(耳のきこえが困難な子)
- 7、特定の場面などでは何をたずねても返事をしてくれない子、日頃全く無口な子ども。(話そうとしない子)

ことばの不自由な お子さんへ福音 無料で治療相談

言語治療教室



室蘭市立常盤小学校言語治療教室 電話 〇一〇八八



「新成人」のみなさん 届出は済みましたか

明年一月十五日の成人祭に出席ご希望の方、もう届出は済みましたか。

ただいま、市教育委員会では、出席希望者の受付をしております。この届出のあった方に案内状をさしあげることになりますので出席をご希望の方は必ず届出をしてください。

☆該当者 昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までに生まれた人。

☆届出先 市教育委員会社会教育課(〇五一市内栄町二) 一九九電話(九四〇七)へ電話または、はがきで住所、氏名生年月日、世帯主名をお知らせください。

☆受付締切 昭和四十八年十二月一日(土)

灯油の正量取引きを

灯油販売業者が使用する、「タンクローリー」は、計量器等が適正であるかどうか検査を受けなければなりません。市では、これらタンクローリーの計量器等について検査をし、適正なものには「検

査済証」を貼付しておりますので取引のさい確認のうえ、正量取引を実行してください。



初入学児童の健康診断

一月下旬実施予定

昭和四十九年四月、小学校一年に入學する児童の健康診断は、一月下旬から二月上旬にかけて実施します。

なお、日程等かわしいことは、一月の市政だよりでお知らせします。

☆入學する児童は、昭和四十二年四月二日から昭和四十三年四月一日までに生まれた方です。

電話による

ぐみ取り

申込みは

直接清掃事業所へ

蘭西清掃事業所

蘭東清掃事業所

44 五七六六



児の氏名、生年月日、保護者の氏名を記入のうえ、検診日の10日前までに必着するよう保健所に申込みください。

※当日は、母子手帳を持参してください。

<フツ素塗布>保健所主催
・対象…2歳以上小学校2年生まで。(ムシ歯のない子、またはあっても少ない子)

・申込み…往復はがきに住所、保護者と子どもの氏名、子どもの生年月日を記入のうえ保健所に申込みください。

・料金…400円
・実施期日…申込み順に日程を決め、個々に通知します。

上の乳幼児(無料)

・インフルエンザ…満3歳以上の人。(15歳以上有料1回300円)

・ジフテリア…小学校入学前6か月以内の幼児(無料)

※種痘は12月中は行ないません。

<3歳児健診>無料
保健所主催

12月13日 中島地区
・時間…9.30~11.30
13.00~14.30

・対象…45年9、10、11月生まれで中島本町から天神町に住む幼児。

<先天性股関節脱臼検診>
保健所主催

12月19日 室蘭保健所
・時間…10.00~11.30
13.00~14.00

・対象…生後3か月から1歳未満の幼児。

・定員…80名
・料金…200円

・申込み…受診希望の方は往復はがきに、住所、幼

20日 中島地区

21日 衛生輪西分室

※対象者には個人通知しますが、万一通知書が届かない場合でも受診できます。

<結核検診>無料

◆レントゲン撮影
・時間…13.00~15.00

12月18日 本輪西地区

19日 労働会館

20日 中島地区

21日 衛生輪西分室

※ツ反は12月中は行ないません。

<定時予防接種>毎週

12月4日~21日まで実施

・時間…13.00~14.45

火曜日 市役所保健室

水曜日 中島地区

木曜日 衛生輪西分室

金曜日 衛生本輪西分室

〃 市役所保健室

12月6、20日

白鳥台地区

・時間…13.00~13.45

◆種目
・3種混合…生後3か月以

<乳幼児相談>無料

・時間…9.40~11.00

12月4、11日

市役所保健室

12月6日 衛生輪西分室

12月7日 衛生本輪西分室

12月12日 白鳥台地区

・時間…13.00~14.00

<家族計画相談>無料

12月10日 衛生輪西分室

受付時間…10.00~10.30

<離乳食講習会>無料

1月9日 衛生輪西分室

・時間…13.00~15.00

・対象…48年9、10月生まれの赤ちゃんをおもちの方

・申込み…市衛生課保健係へ電話または口頭で申込みください。

・定員…30名

<6か月児検診>無料

・時間…12.30~14.00

・対象…48年6月生まれの赤ちゃん。

12月18日 本輪西地区

19日 労働会館

11月の納期

国民健康保険料 第五期

個人事業税 第二期

税金にたくした 明るい明日の夢